

分骨証明書の提出方法

火葬後の焼骨等を2つ以上に分け、墓地等へ納骨することを分骨と言います。
分骨の際は、分骨証明書を発行する必要があります。洲本市火葬場、洲本市五色台聖苑火葬場
で骨揚げ時に分骨された場合は下記記載のとおり手続きを行ってください。

〔提出書類〕

- ・分骨証明申請書
- ・死体火葬許可証^{※1}
- ・本人確認書類^{※2}
- ・切手貼付け返信用封筒（**証明書を郵送受取される方のみご準備ください。**）

〔提出先〕

洲本市役所 市民生活部 生活環境課（本庁舎 2階 8番窓口）
連絡先：0799-24-7607（直通）

〔注意事項〕

- ・分骨証明申請者は死体火葬許可証申請者と同一人物でなければなりません。
- ・分骨証明書の書き方については「記入例」を参考にご記入ください。

※1 分骨証明申請者と死体火葬許可証申請者が同一人物であるかを確認させていただきます。
郵送にて送付いただいた際は確認後、分骨証明書と併せてお返しいたします。

※2 免許証や運転免許証、マイナンバーカードを窓口へ持ってきてください。郵送で申請される場合はコピーを付けて提出してください。
コピーは分骨証明書と併せてお返しいたします。